

# (仮称) 鎌倉広町緑地基本構想

## < 目次 >

### はじめに

1	構想策定の前提	1
	1. 背景・目的	
	2. 対象地の位置・範囲	
	3. 構想の位置づけ	
2	対象地の現状	3
	1. 対象地の特性	
	2. 自然環境の現状	
	3. 市民活動等の現状	
3	保全・活用上の課題	7
	1. 都市林の法的位置づけ及び概念	
	2. 対象地の都市林としての特性	
	3. 都市林に対する市民の要望等	
	4. 自然環境の保全・活用上の課題	
4	基本的な考え方	10
	1. 基本理念	
	2. 基本方針	
	3. 都市林としての環境目標像	
5	都市林区域の設定	12
	1. 区域設定の考え方	
	2. 緑の基本計画の広町地区から除外する区域の保全方針	
6	都市林構想	14
	1. 都市林構想の検討フロー	
	2. 保全・活用方針	
	3. 整備・利用管理方針	
	4. ゾーン区分及びゾーン別方針	
	5. 維持管理方針	
7	事業計画	27
	1. 市民参画による事業手法	
	2. 事業費及び財源	
8	今後の手順	30
	1. 基本構想の決定及び今後の手順	
	2. 基本計画策定に向けた検討事項	

### はじめに

広町地区の緑の保全については、平成 8 年 4 月策定の鎌倉市緑の基本計画で、施策検討地区と位置づけられており、その後、鎌倉市緑政審議会(会長 輿水 肇 明治大学教授)で議論を重ねた結果、保全施策については部会で集中的に検討することが必要であるとの判断から、会長職務代理を部会長とする鎌倉市緑政審議会部会(部会長 越澤 明 北海道大学大学院教授)が設置され、同部会から平成 10 年 10 月に鎌倉市緑政審議会に対して中間報告が行われた。

平成 11 年 5 月市長からの諮問以降、鎌倉市緑政審議会は中間とりまとめ(素案)を作成し、素案に対する市民との意見交換等を経て、平成 12 年 6 月に市長に対し中間答申を行い、さらに、市民に周知を図った上で、平成 12 年 7 月に最終答申を行った。

それを受けて市では、平成 12 年 8 月に広町地区の緑を都市公園の種別の 1 つである「都市林」として、保全することを政策決定し、さらに、平成 13 年 6 月改訂の鎌倉市緑の基本計画で広町地区の緑を「都市林」と位置付けた。

その後、平成 14 年 10 月に市と開発事業者との間で、保全に向けた基本的方向性が確認された。以上のことから市では、広町地区の緑を「都市林」として、保全及び活用するための基本構想を策定することとなった。

# 1 構想策定の前提

## 1. 背景・目的

本基本構想は、広町地区の緑についてこれまでの経緯をふまえるとともに、平成12年鎌倉市緑政審議会答申「広町の緑の保全に向けての方策について」に基づく平成13年鎌倉市緑の基本計画をふまえて策定するものである。また、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」として市民とともに良好な自然環境の保全・活用を図るための基本的な方向を定め、広域的な緑のネットワーク形成に資することを目的とする。

### 鎌倉市緑の基本計画における位置づけ

・平成8年4月に策定した「鎌倉市緑の基本計画」では、市内に現存する緑地をその役割・機能から～の3段階で評価し、評価の緑地を直接的な保全の対象とした。評価の結果広町地区の緑は評価となり、広域レベル・都市レベルで重要な緑地及び貴重な資源を有する緑地として保全を図ることとした。

・その後、市は平成9年7月4日に「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和47年制定）」を廃止し、新たな緑の基本条例となる「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（緑の保全条例）」を公布した。また、平成12年7月の鎌倉市緑政審議会答申「広町の緑の保全に向けての方策について」を受け、平成13年6月に緑の基本計画を改訂し、地区を都市公園「都市林」として保全を図る施策の方針を示した。

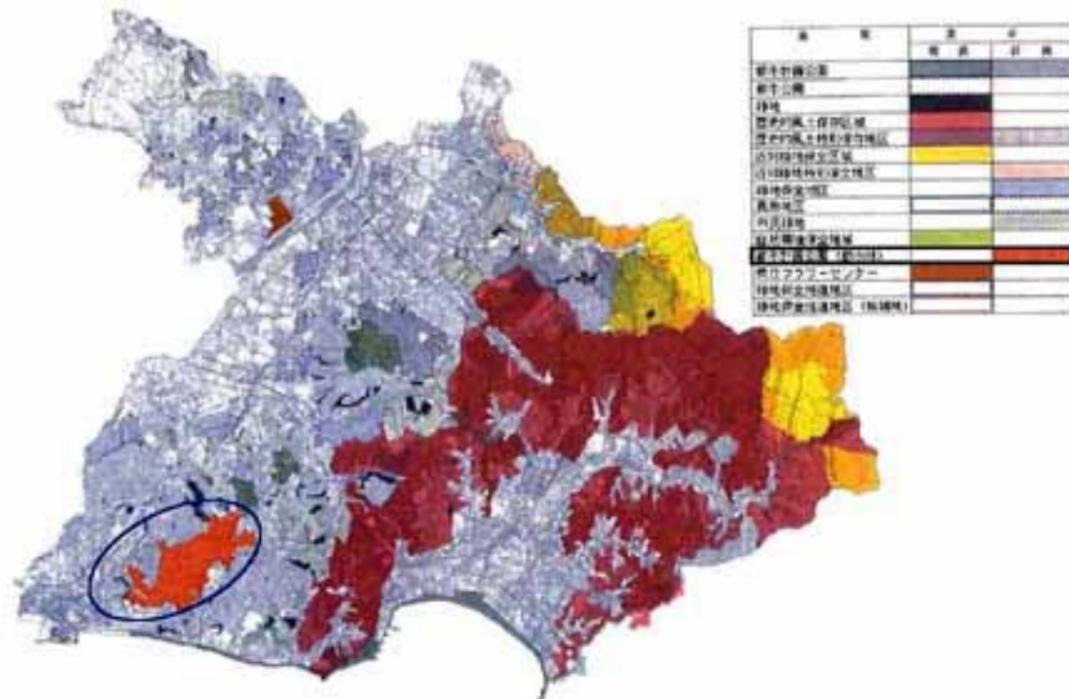


図1-1 緑の基本計画実現のための施策の方針図  
(出典)「鎌倉市緑の基本計画」平成13年6月、鎌倉市

### 鎌倉市緑政審議会部会「鎌倉市腰越広町地区の保全策について」中間報告

(平成10年10月)(抜粋・原文のまま)

#### 緑の保全に係る制度

- ・緑の保全に係る制度について、都市計画法に基づく地域地区を中心に広町地区への適用の可能性について検討を行う。
- ・緑地保全地区等の地域地区の適用については、指定権限が市町村にないこと(緑地保全地区の10ha未満は市町村であるが、当該地の規模がこれ以上である。)歴史的風土審議会の報告や県計画から指定が難しいこと等から、地域地区の指定は困難性が高い。
- ・腰越広町地区の保全施策については、市の事業として都市公園の可能性を中心に検討を行う。

#### 公園の可能性について

- ・公園の種別については、いろいろとあるが、当該地の緑の特性や市民要望等から利用型の都市公園ではなく、《保全型都市公園》が相応しい。
- ・なお、平成5年の都市公園法施行令改正により、動植物の保全を目的とした「都市林」が《保全型都市公園》として誕生した。

#### 都市公園区域の確定の配慮事項

自然環境の状況等の当該地の緑の特性	緑の基本計画の保全方針	財源
土地所有者や市民の要望、議会の意見	県の意向	

- ・特に、土地所有者が開発の方向を示している状況から、土地所有者の意向を踏まえ、つなぎとなる保全策の展開も必要である。
- ・都市計画決定については県知事権限であり、事業実施にあたっては国庫補助事業となることから、国県の十分な理解を得る必要がある。
- ・広域な面積があることから、全体構想を受け、工区分け等段階的な事業化が必要である。
- ・事業実施にあたっては、多くの市費が投入されることから、市民・議会の理解が前提と考えられる。
- ・市の財源に与える影響を軽減する施策を保全施策と合わせて検討する必要がある。

### 鎌倉市緑政審議会「広町の緑の保全に向けての方策について」答申(平成12年7月)

(抜粋要約)

保全施策について、保全型都市公園(都市林)実現の方向で保全施策の検討を行う

財源の軽減化について少ない財源でより効果的な保全を図るための検討を行う。

保全ゾーンの優先度について、保全ゾーンは自然環境特性等の把握、特に地域を特徴づける生態系等の把握に資する調査を行った上で設定し、都市林の基本構想立案を的確に行う。

#### 今後の課題

- ・都市林の基本構想策定を行う(都市林の区域、保全の基本的な考え方、保全・活用計画、維持管理のプログラム、事業費の推計と財源構成の見込)
- ・実現に向けての手続きが必要である(都市計画決定手続き、県の支援の要請、事業者との協議、市民の理解と協力、受益者負担の議論)
- ・都市林の維持のための取り組みが必要(市民参加、植生管理、都市林の有料化)

## 2. 対象地の位置・範囲

本構想の対象地は、鎌倉市西部の腰越地域に位置している。鎌倉市の緑は、丘陵の主尾根を構成し旧市街を取り巻く大半が歴史的風土保存区域に指定されている緑の骨格軸と、そこから派生する枝尾根上の緑の支軸等で骨格が形成され、三浦丘陵と多摩丘陵の緑をつなぐ広域的に重要な役割を果たしている。その中で本構想の検討対象である広町地区の緑（面積約59.3ha。以下、緑の基本計画において都市林として位置づけられた範囲を「広町地区」という）は、骨格軸から派生する緑の支軸の一部を構成し、市街化区域に残された重要な緑として他の支軸上に位置する台峯及び常盤山とともに、鎌倉市の三大緑地となっている。

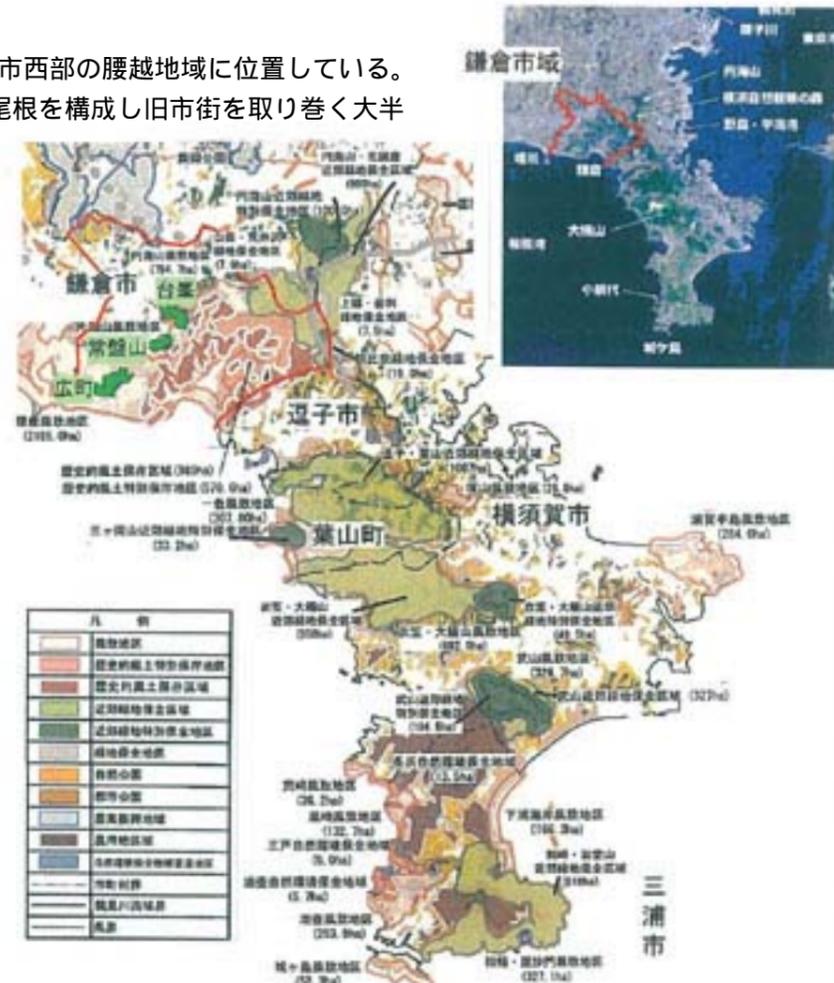


図1-2 緑の保全に係る法令に基づく緑地の指定状況  
 (出典)「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン(中間報告)」  
 平成15年3月、自然環境の総点検等に関する協議会

本構想は、鎌倉市緑の基本計画において都市林として位置づけられ政策決定された、鎌倉市の三大緑地のひとつである広町地区の緑の範囲を検討対象範囲としている。

また、本構想ではこの検討対象範囲内において都市公園法上の都市林又は都市計画法上の緑地として決定すべき区域の検討を行い、その結果、広町地区のうち面積概ね48haを都市林区域(名称を「(仮称)鎌倉広町緑地」とした。以下、「広町緑地」という)として設定し、基本構想の策定を行った。(都市林区域の検討については、p12参照)



図1-3 「鎌倉市の骨格形成に係る緑の構造」における広町地区の位置  
 (出典)「鎌倉市緑の基本計画」平成8年4月、鎌倉市



図1-4 広町地区の範囲  
 (ランドサット画像の出典)

上：<http://www2.airnet.ne.jp/iruka/landsat/landsat.htm>  
 下：LandImage Vol.1首都圏、(財)リモート・センシング技術センター

## 3. 構想の位置づけ

本構想は、広町地区についての上位計画である「緑の基本計画」をはじめ、鎌倉市緑政審議会答申を受けた市政会議の決定等をふまえ、平成12年7月の鎌倉市緑政審議会答申で今後の課題として示された事項について検討し、都市林としての基本的な方向をとりまとめたものである。

構想の策定に際しては、これまで市民等各層の意見をふまえて進められてきた経緯をもとに、鎌倉市緑政審議会、専門家、及び市民から広く意見を聴取し、意見が十分に反映されるよう配慮した。

今後は、本基本構想に基づき、さらに市民の意見等を反映しながら具体化を図るとともに、都市計画決定のための手続きを進める。

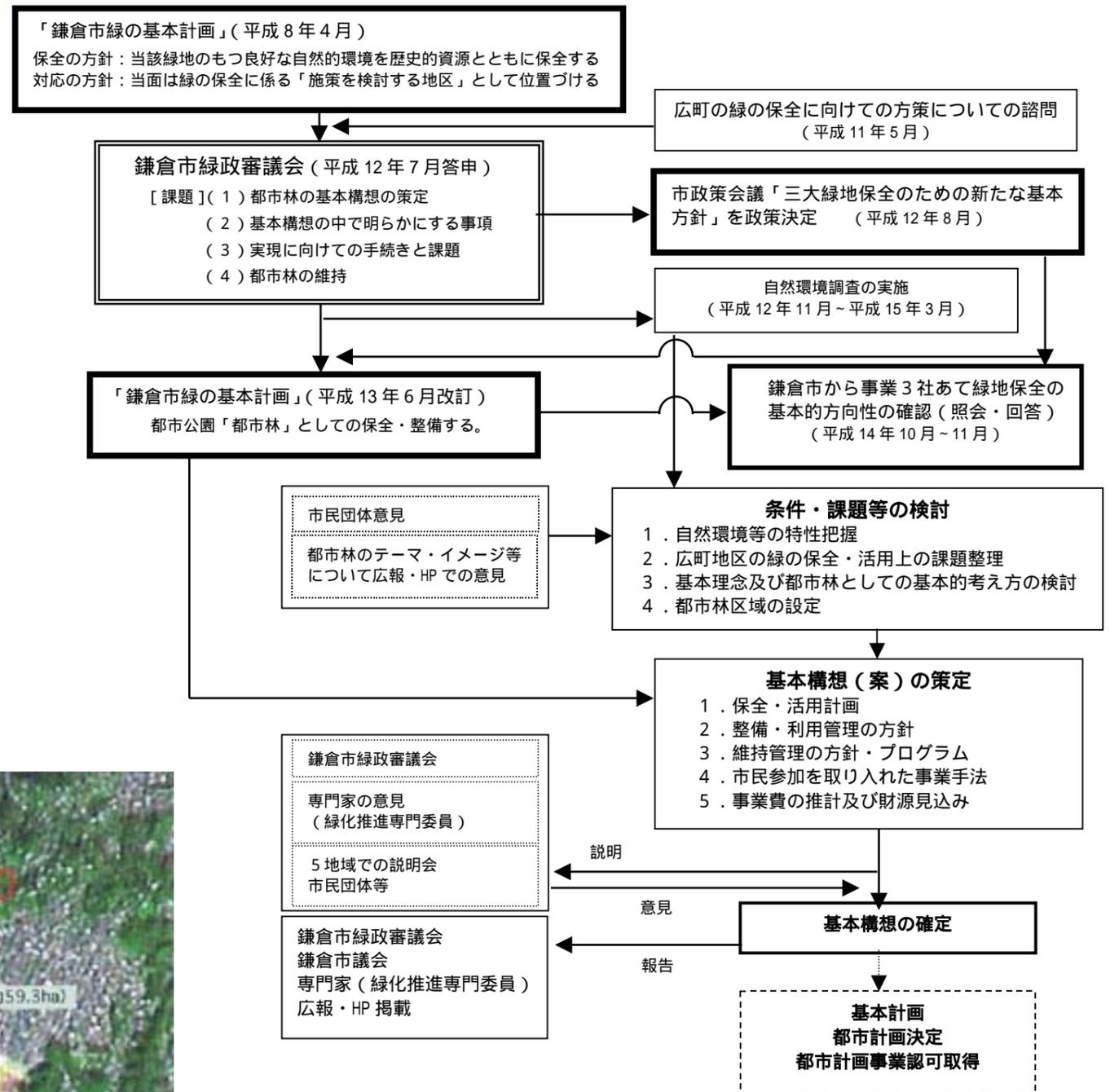


図1-5 都市計画緑地(都市林)「(仮称)鎌倉広町緑地」に関する具体化の流れ